第16回茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会 2020年 3月

今後の海岸保全事業の進め方



1. 養浜事業の成果について

養浜事業は、砂浜の復元、海岸保全という目的を確実に果たしつつあり、養浜による生物への影響もみられません。また、防護だけでなく環境、利用にも良い効果を発揮しています。

しかし,2019年の台風19号来襲に伴う高波浪により,海岸中央部の2020年1月の浜幅は,2019年1月時点より5m後退して約30m(自転車道法肩から約40m)となり,計画浜幅B=40mを達成していません.

高波浪による砂浜の地形変化を考慮し、確実に防護機能を確保するため、また目標海浜像を目指すためには、 養浜を継続して計画汀線まで砂浜の拡幅を図る必要があります。

この場合,養浜材の調達先として,従来の相模ダムの堆砂に加えて,宮ケ瀬ダムの堆砂や**茅ヶ崎漁港西側の堆砂域の砂を活用します**.茅ヶ崎漁港西側の堆砂の活用は,養浜材の流出時に発生する海域の濁りの低減が期待できるだけでなく,茅ヶ崎漁港へ流入する飛砂量を直接的に少なくすることができ,港内堆砂の軽減も期待できます.



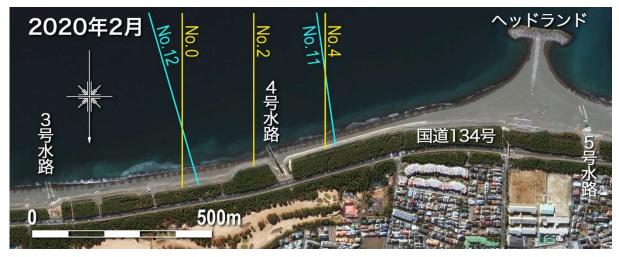
図1.1 養浜前(2005年12月)



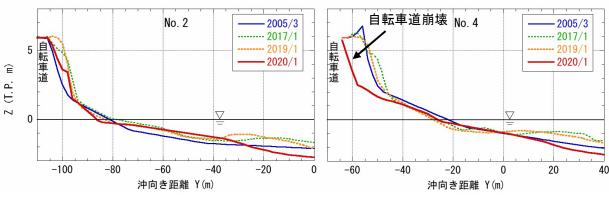
図1.2 砂浜の復元(2020年3月19日)

2. 2017年台風21号による被害への対応

2019年台風19号により著しい被害を受けた菱沼海岸については、大型土嚢と養浜による緊急対応を行いました。2020年夏頃までに自転車道を復旧する予定です。









2020年1月29日

図2.1 海浜縦断形の変化(No. 2, 4)

図2.2 菱沼海岸の緊急対応の状況

3. 養浜事業の継続

令和2年度(2021年1月~3月)も海岸保全を図るため継続的に養浜を実施しています.

中海岸地区 30,000m³ (茅ヶ崎漁港西側 15,000 m³を活用)











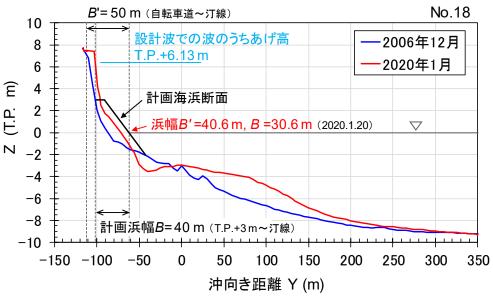
2019年12月 2019年12月 2019年12月

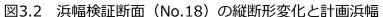
3. 養浜事業の継続

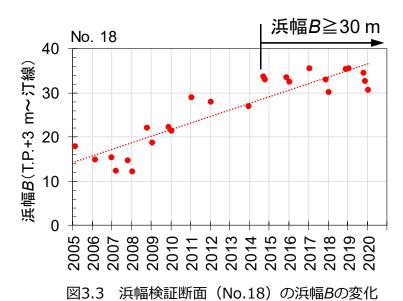
【中海岸の養浜事業計画】

養浜事業は、現時点で防護、環境、利用の目的を果たしていますが、①台風19号来襲時も高波浪により一時的に深みが形成されたことから、確実に防護機能を確保する必要があること。②目標海浜像を目指すことを目的に、養浜継続時期は変更せず、過年度の検討結果と同様に令和 4年度(2023年3月)までを目途に、養浜事業(3万m³/yr)を継続し、砂浜の拡幅を図ることを基本とします。しかし、以下の状況が確認された場合は早期に維持養浜に切り替えることも検討します。

- ①2021年3月まで浜幅B=30m以上を維持し、安定的に防護機能を確保している.
- ②台風19号来襲後に急深な地形に変化したが、これまでと同様に台風来襲前の緩やかな勾配の海底地形に回復する(数ヶ月から1,2ヵ年).







神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾部

3. 養浜事業の継続

【中海岸の養浜事業計画】

①浜幅の安定性(維持)と防護機能,②高波浪時の海浜安定性(回復)についてモニタリングを継続し,<u>維</u> 持養浜への切り替えについて、検討していきます.

なお,維持養浜に切り替えた場合でも計画浜幅40m(B'=50m)の目標は変更しません.漁港西側の堆砂を活用した維持養浜により時間をかけて計画浜幅を達成していきます(PDCA).

さらに,漁港西側から堆砂の活用は,上手側の相模川河口,柳島消波堤前面の海岸が侵食傾向にあるので, 十分注意して進めます.

